

昭和二十五年十二月二日提出  
質問第一六三号

民同系労組の合法的実力行使に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和二十五年十二月二日

提出者 横田甚太郎

衆議院議長 幣原喜重郎 殿

## 民同系労組の合法的実力行使に関する質問主意書

一 民同系労組が再三再四の政府及び関係官庁への各種各様の要求申入れにもかかわらず、一向に目的を達しないので、最近ではついに合法的実力行使を決議しているが、合法的実力行使というような珍妙なものがあのか。実力行使を制限、制約し、法文化したのが法律ではないのか、民同系労組の合法的実力行使とは、どのようなことをやろうとしていると政府は情報を得、又、それにどう対策をたてているか。

二 「実力行使」の言葉ゆえに、去年初夏、国鉄を始め一切の産業労働者を首切り、最近ではレッド・パージとまで行過ぎ政策をもつて労資の闘争を激化したのではないか、去年初夏の国鉄も非合法、実力闘争とは当初は言わなかった。よつて両者実力行使の相違点を問う。

三 協調妥協的な民同幹部もついいには合法的とのいいのがれ文句はあるにせよ、実力行使もやむなしとまで決意せしめた政府の労働政策に再考の余地はないか。労働者をここまで追い込んだ強圧手段を何だと思ひ、又それを緩和する意思はないか。

右質問する。